「第333回判例・事例研究会」

テーマ: 脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役の責任

日	時	令和2年4月23日
報	告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

	事 件 名 蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件差戻控訴審判決
事件の表示	判 决 成20年4月23日/東京高等裁判所/第20月
	事部/判決/平成18年(ネ)2075号
事案の概要	● いわゆる仕手筋として知られており、暴力団との関係も取りざた。
	されていたAは、蛇の目ミシン工業株式会社(以下「蛇の目ミシン
	という。)の筆頭株主となり取締役に就任したが、他の取締役であ
	るYらを脅迫して、巨額の金員を交付させるなどして、蛇の目ミ
	ンに、合計 1125 億円の損害を被らせた。
	● 本件は、蛇の目ミシンの株主Xが、Yらを被告として、Aに対する
	金員の交付等を行い、又はこれに同意した当時の取締役である
	らの忠実義務、善管注意義務違反を主張して、損害賠償金等を蛇の
	目ミシンに対して支払うよう求めた株主代表訴訟である。
	● 蛇の目ミシンが被った合計 1125 億の損害の内容は以下のとお
	である。
	● 〈1〉平成元年8月 10 日ころ蛇の目ミシンの関連会社を通じて
	300 億円のう回融資、〈2〉平成元年9月 29 日Aグループの会社
	の株式会社ミヒロファイナンス(以下「ミヒロファイナンス」とい
	う。) に対する 600 億円の債務の肩代わり、〈3〉平成2年5月2
	日上記同様Aグループの会社のミヒロファイナンスに対する 36
	億円を肩代わり、〈4〉同年6月 14 日Aグループの会社の東亜T
	ァイナンス株式会社(以下「東亜ファイナンス」という。)に対
	る 250 億円の債務の肩代わり、〈5〉同日Aグループの会社の日本
	リース株式会社(以下「日本リース」という。) に対する 390 億F
	の債務の肩代わりをした。
論点	脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役に、忠実義務違反、善管?
	意義務違反が認められるか

判旨

【論点の判断】

脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役に、忠実義務違反、善管注 意義務違反が認められる。

【理由】

- 上記〈1〉の300億円のう回融資について
 - Aには当初から融資金名下に交付を受けた約 300 億円を返済す る意思がなく、Yらにおいてこれを取り戻す当てもなく、同融 資金全額の回収は困難な状況にあり、しかも、蛇の目ミシンと しては金員の交付等をする必要がなかったものと認められるか ら、上記金員の交付を正当化すべき合理的な根拠がなかったこ とは明らかである。Yらは、Aからその保有する蛇の目ミシン 株の譲渡先が暴力団の関連会社であることを示唆されたことか ら、暴力団関係者が蛇の目ミシンの経営等に干渉してくること により、会社の信用が棄損され、会社そのものが崩壊してしま うことを恐れたというのであるが、**証券取引所に上場され、自** 由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとっ て好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となるこ とを阻止することはできないのであるから、会社経営者として は、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求が された場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有す るものと<u>いうべきである。</u>そして、前記認定の事実関係によれ ば、本件において、Yらは、Aの言動に対して、警察に届け出る などの適切な対応をすることが期待できないような状況にあっ たということはできないから、Aの埋不尽な要求に従って約 300 億円という巨額の金員を光進に交付することを提案し又は これに同意したYらの行為について、やむを得なかったものと して過失を否定することはできず、結局、YらはAによる恐喝 被害に係る金員の交付につき商法 266 条1項5号の責任を負う というべきである。
- 上記〈2〉から〈5〉の債務の肩代わりについて
- ミヒロファイナンスに対する 600 億円の債務の肩代わり並びに本件方策に基づくミヒロファイナンスに対する 366 億円、東亜ファイナンスに対する 250 億円及び日本リースに対する 390 億円の各債務の肩代わりについては、前記認定の事実によれば、いずれも蛇の目ミシンとしては、本来、債務の肩代わりに協力する必要はなかった上、蛇の目ミシン株を1株約3400円台(600億円÷1740万株=3448円)あるいは5000円とする評価は異常な高値の評価であって(前記認定のとおりAが昭和61年3月18日から同月26日までの間に購入した蛇の目ミシン株の値段は1株1450円であった。)、そのような高値による評価をした上での融資による債務の肩代わりは、蛇の目ミシン株を高値で売

り抜けたいというAの思惑に合致するものであり、蛇の目ミシ ンにとって利益になることでないことは明らかである。しかも、 前記認定事実によれば、ナナトミ、光進、ケー・エス・ジーが破 綻すれば、これらの融資の返済は極めて困難な状況になること が明らかであった上、蛇の目ミシンの関連会社が支払不能にな れば蛇の目ミシンが最終的に関連会社の債務を引き受けざるを 得ないものであり、上記各肩代わり (600 億円の債務の肩代わ り及び本件方策に基づく 366 億円の債務等の肩代わり) は、蛇 の目ミシンにとっては、巨額の損失を被る可能性の高いもので あったというべきである。したがって、Yらは、Aの理不尽な要 求に応ずるべきではなく、少なくとも上記各債務の肩代わりを 避けるべき義務があったというべきである。そして、Aの要求 を退けるために前記 300 億円の喝取の件を含むAの言動につい て警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できない 状況にあったということもできないから、上記各債務の肩代わ りを提案し又はこれに同意して債務の肩代わり及び担保提供を 行ったYらの行為については、無理からぬところがあったとし て過失を否定することはできず、結局、Yらは前記各債務の肩 代わり及び担保提供につき忠実義務違反、善管注意義務違反に より商法266条1項5号の責任を負うというべきである。